



新富町告示第 111 号

簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

新富町ホームページリニューアル業務委託及び新富町ホームページ運用保守業務委託
(以下、「新富町ホームページリニューアル業務等」という。)の受託者を以下のとおり募集するので公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

新富町長 小 嶋 崇 嗣



1 趣旨

本公告は、新富町ホームページリニューアル業務等について、簡易公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めたものである。

2 事業概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業の名称 | 新富町ホームページリニューアル業務委託
新富町ホームページ運用保守業務委託 |
| (2) 事業の内容 | 別紙「新富町ホームページリニューアル業務委託仕様書」、「新富町ホームページ運用保守業務委託仕様書」による。 |
| (3) 履行期間 | 新富町ホームページリニューアル業務委託
⇒契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
新富町ホームページ運用保守業務委託
⇒令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(令和 9 年 4 月 1 日以降は、長期継続契約を予定) |
| (4) 事業費 | 新富町ホームページリニューアル業務委託
⇒構築費：13,500,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）
新富町ホームページ運用保守業務委託
⇒運用保守費：年間 3,200,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む） |

※構築費・運用保守費の金額は、提案上限額を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限において以下の要件をすべて満たす者とする。なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成 12 年新富町告示第 3 号）第 2 条に該当するものでないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第 14 条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本社、支社及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) ISO・IEC 規格、プライバシーマークに関わる資格のいずれか 2 つ以上を取得していること。
- (10) 九州管内に本社もしくは支社、又は営業所を有し、九州管内にサポート拠点があること。
- (11) 本業務の確実な構築・運用が行えるよう過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日以降）に地方公共団体から受託し、完了した実績があること。

5 プロポーザルの参加条件

参加希望する者は、「新富町ホームページリニューアル業務委託 新富町ホームページ運用保守業務委託 簡易公募型プロポーザル資料作成要領（以下「作成要領」という。）」に掲げる書類を担当窓口（7 ページ目に記載）に提出しなければならない。

6 参加表明書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加表明書及び提案書を受理しない。また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないものの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 手続き等

(1) 本公告及び参加表明書類の交付

ア 交付期間 令和7年7月16日（水）から令和7年7月31日（木）まで（土・日・祝日を除く9時から17時まで）

イ 交付資料

- ①本公告の写し
- ②業務委託仕様書
- ③作成要領（各種様式含む）
- ④選定要領及び評価項目（別表2）

ウ 交付場所及び交付方法

新富町総務課秘書広報室において直接交付するほか、新富町役場ホームページ上（<https://www.town.shintomi.lg.jp/5261.htm>）において掲載するものとする。なお、関係書類を直接交付希望する場合は、事前に担当窓口（7ページ目に記載）までFAXまたは電話連絡することとし、FAX送付の際には、下記必要事項を記載すること。

必要事項	商号又は名称
	本店、支店名
	代表者氏名
	担当者氏名
	電話番号、FAX番号

※担当窓口で直接交付するのは紙媒体とする。

(2) 参加表明書等の提出期限について

- ア 提出場所：新富町 総務課 秘書広報室
- イ 提出期限：令和7年7月31日（木）17時まで（必着）
- ウ 提出書類：作成要領を参照すること

エ 提出方法：提出期限までに持参または郵送すること

提出は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の、9 時から 17 時までの間とする。なお、持参する際には事前に連絡し担当者と時間を調整すること。

（3）資格審査の結果通知

参加資格審査の結果は、参加表明書を提出した全員に令和 7 年 8 月 8 日（金）までに書面により通知するとともに、資格審査を通過した者には、提案書提出要請書を送付する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

また、第三者からの審査結果に関する問い合わせについても一切受け付けない。

（4）提案書提出までの質疑の受付期間、提出方法及びその回答方法

提案書作成及び仕様書に関する質疑の回答は、全て集計の上、プロポーザル参加者に電子メールで回答する。

ア 受付期日 令和 7 年 8 月 18 日（月）17 時必着

イ 回答期日 令和 7 年 8 月 21 日（木）17 時まで

ウ 提出方法

各種様式の様式 2「公募に関する質疑書（参加表明前・提案書提出前併用）」に必要事項を記入し、担当窓口宛てに電子メールまたは FAX で提出すること。なお、電子メールの表題は「プロポーザル質疑（事業者名）」とすること。

8 提案書・見積書の提出期限等について

ア 提出場所：新富町 総務課 秘書広報室

イ 提出期限：令和 7 年 8 月 27 日（水）17 時まで

ウ 提出方法：電子データ（DVD-R 等）1 部を提出期限までに持参又は郵送すること

エ 提出書類：作成要領を参照すること

提出は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の、9 時から 17 時までの間とする。なお、持参する際には事前に連絡し担当者と時間を調整すること。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書提出後、参加者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

① 実施予定日 令和 7 年 9 月 1 日（月）

予備日 令和 7 年 9 月 2 日（火）

② 実施場所（予定） 新富町役場 大会議室

③ プレゼン等には、主担当者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内（パソコン操作員を含む）とする。

④ 実施方法及び留意事項

ア) プレゼン等は非公開で実施し、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

イ) 待合室から会場への入場は、職員の誘導に従うこと。

ウ) プレゼン等の順番は、参加表明書の受付順とし、参加通知に明記する。

エ) プレゼン等の時間は、1 参加者 30 分程度とする。

(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分を想定)

オ) 説明資料、パソコン等の準備として、前者のヒアリング終了後に 10 分間設ける。

カ) 事務局でプロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

⑤ 審査結果の通知

審査の結果は、提案書を提出した全員に、令和 7 年 9 月 9 日（火）に通知する。

なお、審査結果に対するすべての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

10 選定にあたっての評価方法及び評価項目

新富町ホームページリニューアル業務受託事業者選定委員会設置規程（令和 7 年 6 月 18 日）第 1 条に規定する新富町ホームページリニューアル業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が仕様書に基づき提案された内容を総合的に評価し、審査により選定を行う。

なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(1) 評価方法

提案書及びプレゼンテーションにより、新富町の提示する仕様書等の要求水準に対して提案内容がすべて充足している事業者について、下記（2）の評価項目に沿って審査する。

審査は、各委員が評価項目について採点を行い、同点により最高得点獲得者が 2 者以上あった場合は、以下の優先順位に従って、最優秀者を決定する。

① 最高点（同点を含む）をつけた審査委員数が多い者

② 最高点（単独）をつけた審査委員数が多い者

③ 見積書の見積額が低い者

④ くじ引き

(2) 提案内容の評価項目

提案書の提出者の評価項目は、別表 2「新富町ホームページリニューアル業務委託 新富町ホームページ運用保守業務委託 提案内容の評価項目」のとおりとする。

ただし、同時に提出する見積書の金額が、新富町の提示している提案上限額を超える場合や、仕様書等の要求水準に対して提案内容が満たない場合は採点の対象としない。

11 実施スケジュール

内容	日程
参加表明書の提出期限	令和7年7月31日（木）17時必着
資格審査の結果通知・ 提案書提出要請	令和7年8月8日（金）
提案書提出前質疑書の 提出期限	令和7年8月18日（月）17時必着
提案書提出前質疑に対 する回答	令和7年8月21日（木）17時まで
提案書等の提出期限	令和7年8月27日（水）17時必着
プレゼンテーション	令和7年9月1日（月） 令和7年9月2日（火） ※予備日
結果通知	令和7年9月9日（火）

12 契約の締結

（1）契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

（2）新富町は、最優秀者を優先交渉権者としてあらかじめ予定価格を決定し、優先交渉権者に見積書の提出を求め、開札の結果、予定価格を下回る場合において、契約締結交渉ができるものとする。その際、1回目の開札で不落となった場合、再度、見積書の提出を求め2回目の開札を行うが、不落となった場合は失格とする。その時は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉ができるものとする。なお、この手続きに参加した事業者が、公示日から受注候補者選定までの間に新富町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わない。

（3）最優秀者が、選定後において参加の資格要件を満たさなくなった場合、又は新富町と契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として上記（1）により契約締結交渉を行う。

（4）新富町は、優先交渉権者と提案内容と新富町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、業務委託に係る契約を締結する。

（5）当該契約において履行状況が不良であった場合は、契約を変更または解除することができるものとする。

13 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(3) プロポーザル参加に伴う費用

提出書類及び提案に係る費用のすべては参加表明者及び提案書提出者の負担とする。また、提出された書類等は返却しないものとする。

(4) その他の注意事項

提案書作成のために新富町から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

(5) 提出した書類の閲覧

今回のプロポーザル方式による選定への応募者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。

【担当窓口】

新富町 総務課 秘書広報室

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

電話：0983-32-0196（直通）

FAX：0983-33-4862

E-mail：hisyo-kouho@town.shintomi.lg.jp